

秋田県優良工事地域振興局長表彰要領の運用基準

秋田県優良工事地域振興局長表彰要領	秋田県優良工事地域振興局長表彰要領の運用基準
(目的) 第1条関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地域振興局等が発注した工事とは、地域振興局の他、本庁における各事業課所が発注した工事も含むものとする。 2 中小の企業とは、建設業者入札参加資格者名簿にB級又はC級として登録されている者とする。
(表彰対象工事) 第2条関係	<p>次の工事は対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共同企業体による県外企業との工事 2 共同企業体によるA級企業との工事
(表彰の方法) 第4条関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 表彰の件数は、各地域振興局で発注したB級及びC級別の工事件数の5%以下とする。 2 ただし、その計算値が1に満たない場合（工事件数が20件に満たない場合）は、1件表彰できるものとする。 3 当該工事において表彰後、不相当と認められる行為等が判明した場合には、これを取り消すことができるものとする。なお、期間は表彰式翌日から翌々年度の末日までとする。
(表彰の基準) 第5条関係 同(1)～(2) に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該工事の工事成績評定点の順位が管内B級及びC級別で、それぞれ上位15%以内に入っているものとする。
同(3) に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 次のすべてを満足すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①当該工事において、4日以上の上休事故がないこと。 ②当該企業が秋田県発注工事及び業務において、労働災害に係る文書指導（所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等）を、表彰年度の直前1ヶ年度及び表彰式開催日までに受けていないこと。 2 同(3)に関する事項1②における「当該企業」は、当該工事の元請企業とする。
同(4) に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該企業における前年度の工事成績評定点の平均点が前年度の県全体の平均点に満たない場合、対象としない。 2 前年度の評定において、文書指導を受けた者は、対象としない。 3 前1項における「当該企業」は、当該工事の元請企業とする。
同(5)に に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 前々年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に、3か月以上の指名停止を受けた者は対象としない。 2 前年度の表彰式翌日から当該年度における表彰式開催日までの間に3か月未満の指名停止、指名差し控え、あるいは建設業法に基づく監督処分（一部廃業に伴う許可取消しを除く）を受けた者は対象としない。

秋田県優良工事地域振興局長表彰要領	秋田県優良工事地域振興局長表彰要領の運用基準
(選考委員会) 第6条関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 選考委員会は、委員長が招集する。 2 選考委員長は、委員会を代表し、委員会の議事を主宰する。 3 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。 4 選考委員会は、地域振興局長表彰を決定したときは、速やかにその審査結果を秋田県優良工事表彰事務局の技術管理課へ報告するものとする。
(表彰候補者の推薦) 第7条関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 各所属長とは、農林部長、建設部長、各地域振興局管内にある各単独事務所長及び本庁における各事業課長とする。 2 推薦にあたっては、次の点に留意するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①要領第5条の表彰の基準に関する各事項については慎重に調査し、全ての基準を満たす工事の中から選択し、推薦するものとする。なお、各地域振興局において不明な点は、技術管理課へ問合わせて確認するものとする。 ②各推薦者において原則現地調査をした上で、推薦するものとする。なお、現地調査が困難な場合は、机上による調査に代えることができるものとする。 ③秋田県優良工事表彰と重複しないよう推薦するものとする。 ④複数年に渡り実施される継続工事における同一工種の推薦は、原則1回に限り推薦できるものとする。ただし、被表彰者が異なる場合はこの限りでない。 ⑤推薦者は、成績評定点のほか、自然的条件、社会的条件、その他の事項について総合的に勘案して、その推薦理由を推薦書に明記し推薦するものとする。 ⑥同一企業の重複推薦については、調整のうえ1件についてのみ表彰の対象とする。
附 則	<p>この運用基準は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>平成21年6月1日改正 平成22年4月28日改正 平成23年4月25日改正 平成24年4月1日改正 平成25年4月25日改正 平成26年4月1日改正 平成27年4月1日改正 平成28年2月9日改正 平成29年3月9日改正 平成30年3月16日改正 令和 2年5月25日改正 令和 3年5月28日改正</p>